礼文島地区

備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１７０８号
福岡市博多区那珂４丁目22番22―902号
債務者　新留　功三
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　博子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７７５号
福岡市博多区吉塚６丁目14番３―106号
債務者　川元　康裕
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　隆典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８１５号
福岡市東区舞松原５丁目１番13号
債務者　善　　浩稔
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　張替　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４１号
福岡市早良区小田部６丁目12番20―301号、前住所福岡市早良区小田部５丁目20番20号
債務者　村上　一孝
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森中　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４２号
福岡市早良区小田部６丁目12番20―301号、前住所福岡市早良区小田部５丁目20番20号
債務者　村上　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森中　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９１３号
福岡県糟屋郡新宮町大字下府412番地12
債務者　堤　　陽一
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　淳治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９３２号
福岡市南区若久５丁目11番８号
債務者　小島喜代子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　昌司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９３３号
福岡市南区若久５丁目11番８号
債務者　小島　良一
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　昌司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５３６号
埼玉県越谷市大字大道828番地　ヴィラグローブ203、旧住所埼玉県越谷市千間台西５丁目18番地10　ドエル千間台１―105
債務者　矢部　　享
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係